



# 利用者負担額(保育料)について



## ◎利用者負担額（保育料）の決定について

利用者負担額（保育料）は、下記「利用者負担額基準表」をもとに決定します。  
 扶養義務者の前年度（4～8月分）、当年度（9～3月分）の市町村民税額（均等割・所得割）を算定し、下表の階層区分のいずれかに当てはまるかを確認します。

階層区分の認定は、児童と同一世帯に属して生計を一つにしている父母及びそれ以外の扶養義務者〔家計の主宰者（農業・商工業の場合など自営業の場合の経営主）である場合に限る。〕全てが対象となります。

## ◎幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が開始されたことにより、町内保育施設に通う3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは利用者負担額（保育料）が無償となります。  
 また、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちも無償となります。

## ◎利用者負担額（保育料）の切り替え時期について

市町村民税の課税状況で保育料（利用者負担額）を算定していることにより、市町村民税額の決定時期により、4月と9月に利用者負担額（保育料）の切り替えを行います。

そのため、年度途中で利用者負担額（保育料）が変更になる場合があります。

※ 美瑛町の独自事業の実施に伴い、平成29年9月からの利用者負担額の基準額が半額になっています。

### 【利用者負担額（保育料）算定時の切替時期の例】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額より算定					当年度の市町村民税額より算定						

## 《 利用者負担額基準表 》

各月初日の支給認定保護者の属する世帯に階層区分			利用者負担額（月額）	
			標準時間	短時間
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0円	
第2	第1階層を除き当該年度分の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度の、9月分から3月分にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0円
			ひとり親世帯等以外	0円
第3		市町村民税均等割の額のみ世帯及び市町村民税所得割の額48,600円未満の世帯	ひとり親世帯等	5,800円
			ひとり親世帯等以外	6,300円
第4		市町村民税所得割の額48,600円以上77,101円未満の世帯	ひとり親世帯等	7,300円
			ひとり親世帯等以外	7,800円
第5	市町村民税所得割の額77,101円以上97,000円未満の世帯		9,700円	
第6	市町村民税所得割の額97,000円以上169,000円未満の世帯		12,000円	
第7	市町村民税所得割の額169,000円以上235,000円未満の世帯		17,800円	
第8	市町村民税所得割の額235,000円以上の世帯		24,400円	

※ この基準表は、半額にした表記となっています。

《 備考 》

1 上の表の「ひとり親世帯等」とは、次の世帯をいう。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で児童を扶養しているものの世帯。

(2) 次に掲げる在宅障がい児等を有する世帯。

① 身体障がい者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

② 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。

③ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。

(3) 保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等、特に困窮していると市町村長が認めた世帯。

2 多子軽減について

同一世帯において複数の子どもが同時に保育施設等を利用している場合の利用者負担額は、次のとおり。

第1欄	第2欄	第3欄
第2～第8階層に属する世帯	ア 保育所、幼稚園又は認定こども園及び地域型保育等に入所している子どものうち、最年長の子ども	利用者負担額基準表に定める額
	イ 保育所、幼稚園又は認定こども園及び地域型保育等に入所している子どものうち、最年長から順に2人目の子ども	利用者負担額基準表の半額
	ウ 保育所、幼稚園又は認定こども園及び地域型保育等に入所している子どものうち、最年長から順に3人目以降の子ども	0円

※算定により利用負担額に端数が出た場合は、10円未満切り捨てる。

3 多子軽減措置等について

平成28年4月から、同一世帯において複数の子どもがいる場合の利用者負担額は、次のとおり。

第1欄	第2欄	第3欄
市町村民税所得割の額が77,101円未満のひとり親世帯等の世帯	ア 保育所、幼稚園又は認定こども園及び地域型保育等に入所している子どものうち、最年長の子ども	利用者負担額基準表の半額
	イ 最年長の年齢にかかわらず、保育所、幼稚園又は認定こども園及び地域型保育等を利用している最年長から順に2人目以降の子ども	0円
市町村民税所得割の額が57,700円未満の世帯	ウ 最年長の年齢にかかわらず、保育所、幼稚園又は認定こども園及び地域型保育等を利用している最年長から順に2人目の子ども	利用者負担額基準表の半額
	エ 最年長の年齢にかかわらず、保育所、幼稚園又は認定こども園及び地域型保育等を利用している最年長から順に3人目以降の子ども	0円

※算定により利用負担額に端数が出た場合は、10円未満切り捨てる。

